

認証業務規程別表 1 認証手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

文書名	認証業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 1 1
承認日	2024年11月22日

1. 認証手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料
10アール以内	33,000円
20アール以内	35,750円
30アール以内	38,500円
40アール以内	44,000円
50アール以内	49,500円
75アール以内	55,000円
100アール以内	60,500円
150アール以内	66,000円
200アール以内	71,500円

* 200アールを超える場合は30アールごとに3,300円を加算。

* グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。

* 申請ほ場等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

* グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。

* 申請施設等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の3割を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

* 複数の工場を一体的に申請する場合は2工場以降1工場について認証手数料と同額を加算する。

* 申請工場等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

* 併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の3割を加算する。

小分け業者

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

* 二種類の農林物資について小分けする事業者にあつては一方の認証手数料を半額に減免する。

* 複数の事業所を一体的に申請する場合は2事業所以降1事業所について認証手数料の半額を加算する。

* 申請施設等が複数県にまたがる場合や、最も合理的な経路で1時間以上移動時間を要する場合など広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

*併せて外国格付表示業者の認証を取得する者にあつては上記手数料の3割を加算する。

2. 認証手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認証機関から申請者に届いてから1か月以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年2月23日改定
3. 2014年2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2014年6月28日改定
5. 2017年1月31日改定
6. 2017年7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効
8. 2019年7月2日改定、2019年10月1日より発効
9. 2022年6月9日改定、同日より発効
10. 2022年9月30日改定、2022年10月1日より発効
11. 2024年11月22日改定、同日より発効